

FOCUS

日中民商事法セミナーの歩みと新展開

■小杉丈夫

公益財団法人国際民商事法センター 理事・弁護士

日本や西欧諸国が依つて立つ「法の支配」とは根本的に異なる「依法治國」という理念のもとでも、日中の間に透明性と予見可能性の高い法的環境を整備し、中国の法制度の改善を促す実際的アプローチの積み重ねが日中両国の利益につながると確信する。

1. 国際民商事法センターの活動

国際民商事法センターは、1996年に設立された公益財団法人（以下、財団）である。背景には、アジアおよびその周辺地域がNIES、ASEAN諸国、中国などを中心にめざましい発展をとげ、市場経済への移行と国際経済への参入を目指す中、まだ、民事・商事関係の法制度と運用についての情報・人材の不足からこれららの国々の国際経済への参入を阻害している実状があった。そこで、我が国政府レベルの国際協力とも緊密な連絡を保ちながら、民間主導で、これら諸国の法整備、人材養成を支援し、諸国間の円滑な国際交流に寄与することを目的として財団が立ち上げられた。設立時には、豊田章一郎氏（トヨタ自動車会長・当時）、三ヶ月章氏（元法務大臣、東京大学名誉教授）

が特別顧問に就任し、伊藤正氏（住友商事相談役・当時）が会長を、岡村泰孝氏（元検事総長）が理事長を務められた。現在は、宮原賛次氏（住友商事名誉顧問、元日本経団連副会長）が会長を、大野恒太郎氏（前検事総長）が理事長を務めている。

設立以来20年、財団は、ベトナム、カンボジアの民法・民事訴訟法の制定、改善などアジア諸国に対する民商事法関連の法整備に多大の貢献をしてきている。

2. 国家発展改革委員会と日中民商事法セミナー

中国との交流に関しては、96年、伊藤正会長と李鉄映主任との北京におけるトップ会談を経て、中国国务院が総合管理する経済体制改革の機能部門である、国家経済体制改革委員会（現・国家発展改革委員会）との間

で協議書を締結した。

協議書は、日本と中国の経済交流と協力関係を「層促進することを目的として、民商事法を中心とした両国の法制度とその運用に関する知識、情報の交換および学術的、実務的な講演会を実施すること」を内容としている。

そして、日中共同で「日中民商事法セミナー」（以下、日中セミナー）という名称のフォーラムを立ち上げ、時に発生する尖閣列島問題のような難しい政治問題にもかかわらず、20年間、一度の中止もなく今日まで継続してきた。当初、日中セミナーは、財团のみが主催者であったが、現在では、法務省法務総合研究所、JETRO、JICAが共催者になっている。

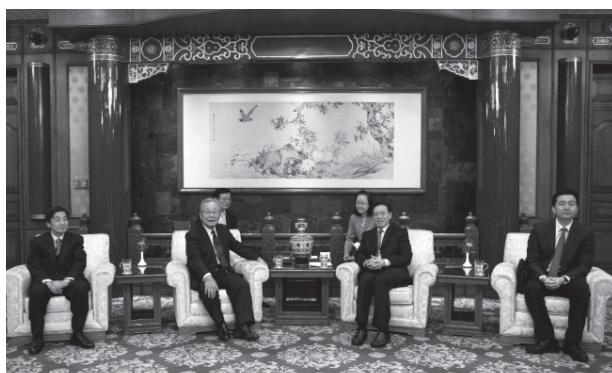
3. 日中セミナー20年の歩み

日中セミナーは、毎年、日中交互に開催し、中国（北京）で開催する



第21回日中民商事法セミナー（於北京）

日本で開催する場合には、通常、中国側講師2人が発表を行い、それに対して、日本側コメンテーター2人が、それに対するコメントを述べ、続いて発表者同士の討論。聴衆の質問、司会者の総括といふ流れである。北京で開催の場合とは、日中の役割が逆となる。日本開催の場合も、開会式には必ず国家発展改革委員会（以下、発



宮原会長（左から2人目）と林副主任の対談、左端が筆者

4. 日中セミナーの新たな展開と 日中経済協会

このように20年にわたり、日中セミナーは日中の関係者の努力の積み重ねにより、日中間の法律環境の整備改善とそれを通じての経済交流の発展に大きな成果を上げてきたが、現在、新しい局面に入るうとしている。

た朴鷹副主任が退任し、2014年、新たに林念修氏が副主任に就任した。その後、96年に日中間で締結された協議書が期間満了を迎へ、16年11月、北京で開催した第21回日中セミナーの際、宮原会長と林副主任の間で新しい協議書が調印された。

この協議書は、過去20年の実績を総括して、将来のさらなる発展と飛躍を期待するものとなつた。

協議書の改訂交渉にあたり、中国側から要望されたことの一つに、ハイテク、先端産業についての議論・研究と、そのような分野で活動している日本企業の参加を増やせないかということがあった。

日本セミナーは過去、中国における基本的な民商事法制の整備と、それによる日本の経済活動の円滑化を目指していた。しかしながら、この20

年間の中国の経済発展はめざましく、急速であり、従来の枠組では対応しづらい情況も生まれている。中国側から求められている、ハイテク、先端企業の法律問題も、正にそのような分野である。フィンテックや電気自動車を巡る動向に見られるように、中国におけるIT、AIの発展情況は、日本を超えている面がある。また、裁判の電子化に見られるように、中国政府は、戦略的に司法分野でのハイテク化を押し進めており、これが企業をめぐる法律業務を大きく変える可能性もある。そこから生ずる法律問題、法規制への対応は、日本から二方的に教える、支援するということでは対処できず、日中双方が対等の立場で向き合い、情報を出し合い、協働により、双方にメリットある解決方法を探るという形に変わらなければならぬ。

5. まんわ

中国政局が掲げる「依法治國」（法に依つて国を治め、社会主義法治国家を実現する）の理念は、日本や西欧諸国が依つて立つ「法の支配」（權力者といふことも法に服する）とは、根本的に異なる。しかしながら、日中の間に透明性のある、予見可能性の高い法的環境を整備し、中國の法制度の改善を促すという、実際的アプローチをとることは可能であり、これを積み重ねることこそが、日本、中國両国の利益につながると確信する。

財团が20年間継続して実施してきた日中セミナーは、発改委の人事刷新と、新たな中国経済発展の政策に合わせた新機軸の提案の下、日中経協の協力を得て、新たな時代に入ろうとしている。中国側の意向をよく見極めるとともに、日本企業の要望もしつかりと把握して、日中双方に資する新たな仕組みを構築して前に進みたいと考えている。ハイテク、先端産業をテーマにする場合にも、日中の間に透明性のある予見可能性の高い法的環境を整備するという、この根本は忘れないようにして。皆さまの引き続きのご助力、ご支援をお願いする次第である。